

被扶養者の資格継続調査の 実施にご協力を！

毎年、被扶養者資格の調査を行っています。これは被扶養者として認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうか等を確認するものです。

平成 22 年 7 月 1 日を基準日として、被扶養者として認定している方について調査を実施しますので、該当する組合員の皆さんには、ご協力をお願いします。

実施時期

平成 22 年 7 月 1 日（木）から同年 9 月 30 日（木）までです。

調査対象者

被扶養者で、平成 22 年 5 月 1 日現在、扶養手当の支給対象になっていない方です。

調査対象期間

平成 21 年 1 月 1 日から基準日（平成 22 年 6 月末日）までの期間です。ただし、この間に認定された方は、認定日から基準日までの期間です。

調査方法

「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課を通じて、調査対象者を被扶養者としている組合員に配付します。

必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、記名捺印のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ必ず提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、「被扶養者申告書」を提出してください。また、さかのぼって認定を取消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただくこととなります。